

奈良市公告第206号

令和8年奈良市自動販売機の設置に係る行政財産貸付けについて、次に定める「一般競争入札実施要領『令和8年奈良市自動販売機の設置に係る行政財産貸付け』」のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和7年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 貸付物件

落札者は、落札物件の設置場所等全てに各種条件に則した自動販売機を設置することとします。各設置場所等には個別の設置条件を設けている場合がございますのでご注意ください。 詳細は、【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧に記載しています。

物件番号	所在地		設置場所等	貸付面積	設置台数	最低貸付料(月額)
⑨	1	中央体育館	1階ロビー(左)	1.57m ²	1	11,033円
	2	鴻ノ池陸上競技場	自動販売機コーナー(スタンド軒下 半屋外)(中)	1.79m ²	1	
	3	中央第二武道場	陸上競技場外周側壁面(中)	1.51m ²	1	
	4	都祁生涯スポーツセンター	管理棟 ホール内-2(左)	1.33m ²	1	
	5	鴻ノ池コート	管理棟入口横屋外	2.12m ²	1	
	6	南部生涯スポーツセンター	体育館南側通路(屋外)	2.01m ²	1	
	7	中央第二体育館	玄関ホール内	1.33m ²	1	
	8	とみの里地域ふれあい会館	給湯室	2.04m ²	1	

物件番号	所在地		設置場所等	貸付面積	設置台数	最低貸付料(月額)
④〇	1	中央体育館	1階ロビー(女子便所前)	1.57m ²	1	15,134円
	2	鴻ノ池陸上競技場	自動販売機コーナー(左)	1.79m ²	1	
	3	中央第二武道場	陸上競技場外周側壁面(右)	1.51m ²	1	
	4	都祁生涯スポーツセンター	便所棟壁面 屋外	1.33m ²	1	
	5	鴻ノ池球場	旧歩道橋出口横	1.79m ²	1	
	6	西大寺北地域ふれあい会館	1階ロビー	2.04m ²	1	
	7	なら100年会館	楽屋口前	1.33m ²	1	
	8	中央武道場	主道場応接室壁面 屋外	1.51m ²	1	
	9	都祁福祉センター	ロビー	1.21m ²	1	
	10	帝塚山ふれあい会館	南側壁面 屋外	2.04m ²	1	

物件番号	所在地		設置場所等	貸付面積	設置台数	最低貸付料(月額)
④〇	1	西部生涯スポーツセンター 温水プール・体育館	1階自動販売機 コーナー	2.01m ²	1	18,996円
	2	西部生涯スポーツセンター 温水プール・体育館	2階自動販売機 コーナー	2.10m ²	2	
	3	佐保地域ふれあい会館	施設の壁面(屋外)	2.04m ²	1	
	4	都祁交流センター	エントランス	1.34m ²	1	
	5	都祁体育館	玄関ホール	1.34m ²	1	
	6	奈良市子どもセンター	東棟入り口横	4.33m ²	2	

《注意事項》

- 1) 入札説明会及び現地説明会は実施しません。なお、設置場所等の見学を希望する場合は、【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧記載の連絡先にご連絡ください。
- 2) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- 3) 自動販売機の設置場所等、参考年間売上額（令和6年4月～令和7年3月の1年間の売上合計）等の個別条件については、【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧を参照してください。
- 4) 最低貸付料を予定価格とします。
- 5) 最低貸付料は、1ヶ月間の貸付料の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- 6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

2 貸付条件等

(1) 契約の形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、奈良市が設置事業者に対し、行政財産である建物又は土地の一部を貸付けする契約により行います。

(2) 貸付期間

令和8年6月1日から、令和13年5月31日まで

※ この期間には、設置及び撤去にかかる期間を含みます。

※ 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。

※ 貸付期間の更新は行いません。

(3) 貸付条件等

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移設費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

イ 光熱水費は、設置事業者の負担とします。自動販売機の年間消費電力量、水道料金等を用いて算定したうえで請求しますので、奈良市が指定する期限までに納入してください。

ウ 販売できる品目及び販売条件については、【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧のとおりとします。なお、酒類・たばこの販売は認めません。

エ 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- 1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- 2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

オ 維持管理責任

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

1) 在庫・商品補充管理、つり銭等金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行い、土日祝を問わず、常に自動販売機を正常に使用できる状態を保つこと。また、商品の賞味期限に十分注意すること。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者（設置事業者の連結子会社、業務提携先の事業者等）に行わせようとする場合は、自動販売機の管理に関する届出書を奈良市に提出すること。

2) 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収処分すること。あわせて、周辺の清掃等を行い清潔な設置環境を保つこと。

3) 自動販売機を設置するに当たっては、据付け面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

6) 自動販売機の故障、つり銭切れなどの問合せ及び苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

7) 自動販売機を設置する際は、事前に施設管理者と打合せを行うこと。

カ 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を奈良市に請求することができません。

キ その他

1) 奈良市は、設置事業者に自動販売機ごとの売上状況（品目ごとの売上数量、売上金額）について報告させができるものとします。

2) 奈良市は、必要に応じて、施設内の人員配置の変更もしくは増改築を伴うレイアウトの変更、又は自動販売機の増設を行う場合があります。これにより自動販売機の売上が減少した場合においても、設置事業者は、奈良市に一切の損害賠償を請求することができません。

3) 施設の休業、移転、廃止等の際には、奈良市は「行政財産有償貸付契約書」に規定するとおり、奈良市（貸付人）と落札者（借受人）で協議のうえ、対応することとします。

4) 設置事業者は、貸付期間が終了する前に自己都合により自動販売機を撤去し

ようとする場合は、撤去しようとする日の6ヶ月前までに奈良市に書面により通知してください。この場合、同物件に係る次の入札には参加できません。

3 実施要領その他書式の配布

(1) 配布期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）まで

(2) 配布場所

奈良市ホームページからダウンロードできます。

また、奈良市総務部資産管理課（奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟5階）でも配布していますが、平日（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の受付となります。

4 申込資格

次のいずれにも該当しない法人であること。

- (1) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有しない者
- (2) 市税（奈良市外の事業者にあっては国税）を滞納している者
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中である者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者
- (6) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
 - ア 奈良市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 奈良市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が奈良市と契約を締結すること又は奈良市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、奈良市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく奈良市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者

を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員

5 質疑応答

- (1) 提出期間 令和7年12月15日（月）から同年12月19日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 奈良市 総務部資産管理課 代表アドレス
- (3) 提出方法 【様式4】質疑書に記入の上、電子メール (shisankanri@city.nara.lg.jp) に添付して送信してください。
 - ・件名は、「質疑書（自販機入札）」としてください。
- (4) 回答日 令和7年12月24日（水）
※ すべての質問と回答を取りまとめたうえで、奈良市ホームページに掲載します。
個別には回答いたしません。
- (5) 注意点 記名等がないものにはお答えできませんのでご了承ください。
なお、持参、口頭、郵送、ファックス等での質疑は受け付けません。

6 入札参加申込方法

入札参加を希望する者は、下記のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類（各1部）
 - ア 【様式1】一般競争入札参加申込書
 - イ 【様式2】誓約書
 - ウ 【様式3】役員等一覧表
 - エ 設置する自動販売機のカタログ（年間消費電力量記載のもの。）
 - オ 法人登記簿謄本（全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの。複写不可。）
 - カ 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの。複写不可。）
 - キ 奈良市物品購入等指名競争入札参加申請要領による申請に基づく資格者でない者にあっては、次の納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの。複写不可。）
 - ア：奈良市内の事業者〔奈良市市民税課で証明〕
(奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)
 - ・直近2年分の法人市民税の納税証明書
 - イ：奈良市外の事業者〔国税納税地を管轄する税務署で証明〕
 - ・納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）

※ 一般競争入札参加申込書の提出は、1法人につき1通とします。

※ 複数物件の入札参加を希望する場合、上記書類の提出は各1部で構いませんが、
【様式1】一般競争入札参加申込書に参加を希望する物件番号を全て記入してください。

※ 提出書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

※ 落札後の契約は、【様式1】一般競争入札参加申込書に記入された名義でしか行
いませんので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。

※ 入札を辞退する場合は、【様式5】入札辞退届を下記(4)の送付先まで郵送で
提出してください。

(2) 提出期間 令和7年12月15日(月)から令和8年1月16日(金)まで

(3) 提出方法 郵送(一般書留又は簡易書留)又は持参

※ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて、下記(4)の送付先まで郵送して
ください。

※ 郵便物の必着期限は、令和8年1月16日(金)です。この必着期限を過ぎた
ものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異
議を申し立てることはできません。

※ 持参する場合は、奈良市役所 北棟5階 総務部資産管理課に、令和8年1月
16日(金)午後5時までに提出してください。

(4) 提出先 〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 資産管理課 管理係

7 入札参加の資格審査

提出していただいた書類により審査を行います。審査結果については、参加資格通知
書で通知します。なお、次のような場合は全て無効となります。

(1) 6の(1)に掲げる提出書類に虚偽の記入や間違いがあったとき。

(2) 申込資格や指示事項等に違反したとき。

また、申込資格が無いことが後日判明又は発生した場合には、落札後であっても契約
締結は行いません。契約締結後に判明した場合においては、直ちに契約を解除します。

8 入札方法

郵便による入札を行います。下記のとおり、【様式6】入札書(以下「入札書」という。)
を提出してください。

(1) 入札書について

入札書は物件番号ごとに1通ずつ作成し、奈良市が入札参加者に送付した郵便入札
用封筒(参加資格通知書と同封しています)に物件番号ごとに封入してください。

※ 1ヶ月間の賃料の総額(消費税及び地方消費税を除く。)をもって落札金額とし

ますので、入札書にはその金額を記入してください。

(2) 提出方法

一般書留又は簡易書留にて送付してください。持参での申込はできません。

これ以外の方法により入札書を提出した場合は入札無効となりますのでご注意ください。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とします。

(3) 提出期限

令和8年2月3日（火）必着

※ この必着期限を過ぎたものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

(4) 提出先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 資産管理課 管理係

9 入札保証金

(1) 金額

入札価格（月額）×12×5^{注1}の100分の5以上

（1円未満の端数は切り上げるものとする。）

(2) 納入方法

銀行振込のみとします。下の振込先へ納入してください。

振込先：南都銀行 奈良市役所出張所 店番025 普通口座2028209

口座名義 奈良市会計管理者（ナラシカイケイカンリシャ）

(3) 納入期限

令和8年1月23日（金）まで

振込後、振込事実が確認できる書類を郵送または電子メールにて資産管理課までご送付ください。

(4) 落札者以外の者が納入した入札保証金は、開札後返還します。なお、入札保証金に利息は付しません

(5) 入札保証金の免除について

奈良市契約規則第4条第2項第3号^{注2}の規定に該当する場合は、実績が確認できるもの^{注3}を2件分提出することで入札保証金を免除します。

注1 5年間の貸付料の総額

注2 競争入札に付する場合において、入札に参加する資格を有する者で過去2年間に本市又は他の官公庁（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したもの又

はこれに準ずる実績を有するものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

注3 契約期間が満了した契約書の写し等

10 入札（開札）の日時・場所

（1）日時

令和8年2月4日（水） 物件番号39：午後2時20分
物件番号40：午後2時30分
物件番号41：午後2時40分

（2）会場

奈良市役所 中央棟3階 入札室

（3）開札の立会について

開札立会人は、入札参加者の中から1人を選任します。

開札立会人に選任された者には、開札立会依頼書を送付いたしますので、当日持参してください。

開札立会人が代理による立会いを行おうとする場合には、開札立会依頼書と同封している委任状（入札者本人の署名又は記名押印）を持参してください。

11 入札の無効及び注意事項

（1）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 入札書に署名又は記名押印のない入札
- ウ 入札金額その他重要事項の記入が不明確な入札
- エ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- オ 入札書の日付が開札日でない入札
- カ 入札書に件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク 直接、資産管理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）注意事項

- ア 入札者は、本実施要領を熟読のうえ入札してください。
- イ 入札締切り後は入札することができません。

ウ 提出された入札書はその理由にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

エ 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。

1.2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、奈良市が定める予定価格以上でかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、開札後に行うくじ引きにより、落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。

ウ 落札者が決定された場合は、直ちに落札者決定通知書で落札者に通知します。

(2) 落札者には、下記の書類を送付します。

ア 落札者決定通知書

イ 行政財産有償貸付契約書

ウ 自動販売機の管理に関する届出書

1.3 契約について

(1) 日時・場所

落札者に対して、別途通知します。なお、落札者が、令和8年2月18日（水）までに契約を締結しないときは、その落札は無効となります。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(3) 契約について

ア 契約に要する一切の経費等については、落札者の負担とします。

イ 落札者は、契約書に記名押印の上、令和8年2月18日（水）までに奈良市総務部資産管理課（奈良市役所北棟5階）へ提出してください。

ウ 落札者が、以下の項目に該当するときは契約を締結しません。また、契約締結後に判明した場合においては、直ちに契約を解除します。

1) 役員等（落札者の役員又は落札者の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が
1) から 5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 7) 落札者が、1) から 5) までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合〔6) に該当する場合を除く。〕に、奈良市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかつたとき。
- 8) 落札者が、大量無差別殺人を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員であると認められるとき。

エ 落札者が奈良市との契約を締結しない場合（上記イの期日までに契約書が提出されない場合、及び上記ウにより契約を締結しない場合を含む。）には、当該落札は効力を失うとともに、当該落札者は、落札金額により算出した貸付期間全体（5年分）の貸付料相当額の100分の10に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

（4）貸付料の支払方法

契約の相手方は、契約締結後、奈良市が発行する納入通知書により納期限までに貸付料を納付しなければなりません。

（5）本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、奈良市契約規則の定めるところによります。

1.4 契約保証金について

（1）金額

契約金額（月額）×12×5^{注1}の100分の10

（1円未満の端数は切り上げるものとする。）

（2）入札保証金の充当

落札者の納入した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当します。

（3）納入方法

納入方法については、銀行振込と納付書払いが選択できます。

ア 銀行振込

下の振込先へ納入してください。

振込先：南都銀行 奈良市役所出張所 店番025 普通口座2028209

口座名義 奈良市会計管理者（ナラシカイケイカソリシャ）

イ 納付書払い

奈良市の発行する納入通知書兼領収証書により納入してください。

（4）納入期限

令和8年2月18日（水）15時まで

（5）契約保証金の還付について

正常に契約を満了した場合、落札者指定の口座に返還します。

ただし、落札者の責めに帰すべき事由により本市が契約を解除したときは既納の契約保証金は奈良市に帰属するものとします。

（6）契約保証金の免除について

入札保証金を免除された方については契約保証金を免除いたします。

注1 5年間の貸付料の総額

1.5 行政財産の貸付料及び自動販売機の光熱水費について

（1）支払方法

行政財産の貸付料及び自動販売機の光熱水費（以下「光熱水費」という。）の支払方法は、年度ごとの「分割納付」による前払いです。奈良市の発行する納入通知書兼領収証書により納入してください。

（2）納付期限

第1期（令和8年6月1日から令和9年3月31日まで）

納付期限 令和8年6月19日（金）

第2期（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

納付期限 令和9年4月21日（水）

第3期（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）

納付期限 令和10年4月21日（金）

第4期（令和11年4月1日から令和12年3月31日まで）

納付期限 令和11年4月20日（金）

第5期（令和12年4月1日から令和13年3月31日まで）

納付期限 令和12年4月19日（金）

第6期（令和13年4月1日から令和13年5月31日まで）

納付期限 令和13年4月21日（月）

（3）光熱水費の請求額の算定方法

電気料金

1) 前年の3月から当年2月までの「奈良市役所本庁舎」の電気料金単価（施設

全体の年間電気料金 [円] を施設全体の年間電力使用量 [kWh] で除した単価)を基準とし、当年度 4 月から 3 月までの電気料金単価として適用します。

2) 自動販売機に表示されている年間消費電力量 [kWh] に、1) の電気料金単価を乗じた金額を 1 年間の電気料金として請求します (1 円未満の端数については、切り捨てます。)。

(4) 光熱水費の納付金額 (1 円未満の端数は切り捨てます。)

第 1 期 1 年間の光熱水費の 1/2 分の 10
第 2 期 1 年間の光熱水費の全額
第 3 期 1 年間の光熱水費の全額
第 4 期 1 年間の光熱水費の全額
第 5 期 1 年間の光熱水費の全額
第 6 期 1 年間の光熱水費の 1/2 分の 2

(5) 行政財産の貸付料の納付金額

第 1 期 契約金額の 10 カ月分
第 2 期 契約金額の 1/2 カ月分
第 3 期 契約金額の 1/2 カ月分
第 4 期 契約金額の 1/2 カ月分
第 5 期 契約金額の 1/2 カ月分
第 6 期 契約金額の 2 カ月分

※ 上記の金額に納付期限日現在の消費税及び地方消費税を加えた額を納付していただきます (1 円未満の端数については、切り捨てます。)。

【別記】

共通仕様書及び貸付物件一覧

1. 設置機器の条件

- (1) 自動販売機（以下「自販機」という。）の前面に、設置事業者の連絡先を明記すること。
- (2) 自販機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年法律第49号））に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策（省電力やノンフロン対応等）を施したものであること。
- (3) 自販機の設置場所等周辺との調和に配慮し、過度に目立つ色彩としないこと。
- (4) その他の必要条件については、自販機ごとに指定するので「4. 貸付物件一覧」で確認すること。

2. 販売条件等

- (1) 酒類・たばこの販売を行わないこと。
- (2) その他の販売条件は、個別に定めているので「4. 貸付物件一覧」で確認すること。

3. 維持管理責任

- (1) 在庫・商品補充管理、つり銭等金銭管理など自販機の必要な維持管理を行い、常に自動販売機を正常に使用できる状態を保つこと。また、商品の賞味期限に十分注意すること。
- (2) 自販機の設置に当たっては、日本産業規格（JIS）の据付基準又は一般社団法人全国清涼飲料工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」を遵守し、転倒防止措置を講ずること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 自販機を設置する際は、事前に施設管理者と打ち合わせを行うこと。
- (4) 自販機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わずその責任において適切に回収処分すること。あわせて、周辺の清掃等を行い清潔な設置環境を保つこと。
- (5) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路について、施設管理者の指示に従うこと。
- (6) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (7) 自販機の故障、つり銭切れなどの問合せ及び苦情については、その責任において対応すること。